

検認用提出書類一覧(配偶者・子供以外用)【被保険者と同居の方】

別紙①

下記「対象者の昨年の状況(裏表)」により、該当する書類をご提出ください。
なお、状況によっては、追加書類の提出をお願いする場合もございます。ご了承くださいますようお願いいたします。

対象者の昨年の状況		提出書類		発行窓口	備 考
働いている	自営業者	全員必須	☐ 検認調査票(配偶者・子供以外用)	原本	こちらからダウンロード
			☐ 住民票(検認対象者を含む同居人全員が記載されているもの)	原本	市区町村
			☐ 昨年の収入(給与収入、年金収入、その他収入)の有無および金額を確認できる証明書 (例:平成28年度 課税または非課税証明書、市民税の決定通知書 所得課税証明書 等)	原本	市区町村
		該当者のみ	☐ 平成27年分 確定申告書(税務署の印があるもの)	コピー	税務署
			☐ 年金受給者 ⇒ 老齢、障がい、遺族年金振込通知書	コピー	日本年金機構
			☐ 検認対象者に配偶者がいる方で、その方が当健保の扶養に入っていない場合 ⇒ 配偶者の昨年の収入の有無および金額を確認できる証明書	原本	市区町村
			☐ 同居している親族がいる方で、当健保の扶養に入っていない場合 ⇒ 同居している親族の昨年の収入の有無および金額を確認できる証明書	原本	市区町村
	自営業者以外	必須全員	☐ 外国人の場合 ⇒ 外国人登録証または、在留カード	コピー	市区町村
			☐ 検認調査票(配偶者・子供以外用)	原本	こちらからダウンロード
			☐ 住民票(検認対象者を含む同居人全員が記載されているもの)	原本	市区町村
		該当者のみ	☐ 昨年の収入(給与収入、年金収入、その他収入)の有無および金額を確認できる証明書 (例:平成28年度 課税または非課税証明書、市民税の決定通知書 所得課税証明書 等)	原本	市区町村
			☐ 年金受給者 ⇒ 老齢、障がい、遺族年金振込通知書	コピー	日本年金機構
			☐ 検認対象者に配偶者がいる方で、その方が当健保の扶養に入っていない場合 ⇒ 配偶者の昨年の収入の有無および金額を確認できる証明書	原本	市区町村
			☐ 同居している親族がいる方で、当健保の扶養に入っていない場合 ⇒ 同居している親族の昨年の収入の有無および金額を確認できる証明書	原本	市区町村
		必須全員	☐ 外国人の場合 ⇒ 外国人登録証または、在留カード	コピー	市区町村
			☐ 給与・年金以外の継続的な収入(不動産収入等)がある方 ⇒ 平成27年分 確定申告書(税務署の印があるもの)	コピー	税務署

検認用提出書類一覧(配偶者・子供以外用) 【被保険者と同居の方】

別紙①

下記「対象者の昨年の状況(裏表)」により、該当する書類をご提出ください。
なお、状況によっては、追加書類の提出をお願いする場合がございます。ご了承くださいますようお願いいたします。

対象者の 昨年の状況		提出書類		発行窓口		備 考		
働いていない	退職後 1年未満	全 員 必 須	☐ 検認調査票(配偶者・子供以外用)	原本	こちらからダウンロード			
			☐ 住民票(検認対象者を含む同居人全員が記載されているもの)	原本	市区町村	続柄は記載あり、マイナンバーは記載なしのものをご提出ください。		
			☐ 昨年の収入(給与収入、年金収入、その他収入)の有無および金額を確認できる証明書 (例:平成28年度 課税または非課税証明書、市民税の決定通知書 所得課税証明書 等)	原本	市区町村	昨年の収入が扶養認定基準内であったか確認します。また、給与・年金以外の継続的な収入(不動産収入、事業収入等)の有無も併せて確認します。昨年の収入等内訳が数字で記載されている最新の証明書 (平成28年1月1日現在お住まいの市区町村で発行)をご提出ください。なお、証明書の名称は市区町村によって異なります。		
			☐ 退職日を確認できる書類 (例:資格喪失証明書、退職証明書、源泉徴収票(退職日記載あり) 等)	原本	検認対象者の前勤務先			
	該当者のみ	<雇用保険関連書類>						
		☐ 雇用保険を放棄する方 ⇒雇用保険被保険者離職票1、2 又は、雇用保険資格喪失証明書	原本					
		☐ 現在雇用保険を受給している方 ⇒雇用保険受給者証(基本手当日額と支給開始日の印字あるもの)	コピー	ハローワーク				
		☐ 雇用保険の受給が終了した方 ⇒雇用保険受給者証(支給終了の印字あるもの)	コピー					
		☐ 雇用保険に加入していなかった、又は、受給期間に満たなかった方 ⇒「検認調査票」に理由をご記入ください	—					
		☐ 年金受給者 ⇒老齢、障がい、遺族年金振込通知書	コピー	日本年金機構	紛失した場合は再発行が可能です。(ねんきんダイヤル:0570-05-1165) 65歳以上で年金を受給していない方は、「検認調査票」の6.に理由をご記入ください。			
		☐ 検認対象者に配偶者がいる方で、その方が当健保の扶養に入っていない場合 ⇒ 配偶者の昨年の収入の有無および金額を確認できる証明書	原本	市区町村	昨年の収入等内訳が数字で記載されている最新の証明書をご提出ください。証明書の名称は市区町村により異なります。(配偶者が後期高齢者で扶養から外れている場合も必要)			
		☐ 同居している親族がいる方で、当健保の扶養に入っていない場合 ⇒同居している親族の昨年の収入の有無および金額を確認できる証明書	原本	市区町村	昨年の収入等内訳が数字で記載されている最新の証明書をご提出ください。証明書の名称は市区町村により異なります。			
		☐ 外国人の場合⇒外国人登録証または、在留カード	コピー	市区町村	表裏の両面のコピーをご提出ください。			
		☐ 給与・年金以外の継続的な収入(不動産収入等)がある方 ⇒平成27年分 確定申告書(税務署の印があるもの)	コピー	税務署	収入と経費の内訳が確認できる書類(損益計算書、減価償却計算書、収支内訳書)も併せてご提出ください。			
		退職後 1年以上	全 員 必 須	☐ 検認調査票(配偶者・子供以外用)	原本	こちらからダウンロード		
				☐ 住民票(検認対象者を含む同居人全員が記載されているもの)	原本	市区町村	続柄は記載あり、マイナンバーは記載なしのものをご提出ください。	
☐ 昨年の収入(給与収入、年金収入、その他収入)の有無および金額を確認できる証明書 (例:平成28年度 課税または非課税証明書、市民税の決定通知書 所得課税証明書 等)	原本			市区町村	昨年の収入が扶養認定基準内であったか確認します。また、給与・年金以外の継続的な収入(不動産収入、事業収入等)の有無も併せて確認します。昨年の収入等内訳が数字で記載されている最新の証明書 (平成28年1月1日現在お住まいの市区町村で発行)をご提出ください。なお、証明書の名称は市区町村によって異なります。			
該当者のみ	☐ 年金受給者 ⇒老齢、障がい、遺族年金振込通知書		コピー	日本年金機構	紛失した場合は再発行が可能です。(ねんきんダイヤル:0570-05-1165) 65歳以上で年金を受給していない方は、「検認調査票」の6.に理由をご記入ください。			
	☐ 検認対象者に配偶者がいる方で、その方が当健保の扶養に入っていない場合 ⇒ 配偶者の昨年の収入の有無および金額を確認できる証明書		原本	市区町村	昨年の収入等内訳が数字で記載されている最新の証明書をご提出ください。証明書の名称は市区町村により異なります。(配偶者が後期高齢者で扶養から外れている場合も必要)			
	☐ 同居している親族がいる方で、当健保の扶養に入っていない場合 ⇒同居している親族の昨年の収入の有無および金額を確認できる証明書		原本	市区町村	昨年の収入等内訳が数字で記載されている最新の証明書をご提出ください。証明書の名称は市区町村により異なります。			
	☐ 外国人の場合⇒外国人登録証または、在留カード		コピー	市区町村	表裏の両面のコピーをご提出ください。			
	☐ 給与・年金以外の継続的な収入(不動産収入等)がある方 ⇒平成27年分 確定申告書(税務署の印があるもの)		コピー	税務署	収入と経費の内訳が確認できる書類(損益計算書、減価償却計算書、収支内訳書)も併せてご提出ください。			